

【イギリス】2020年EU将来関係法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2016年6月23日の国民投票で欧州連合（EU）からの離脱を選択した英国は、2020年12月31日、離脱後の英国とEU及びその加盟国との関係について定める法律を制定した。

1 背景（EU離脱までの経過）及び2020年EU将来関係法

2016年6月23日に行われた国民投票で、英国国民はEU離脱を選択した。その後、2020年1月23日に制定されたEU離脱協定法¹に基づき、離脱日である同年1月31日から12月31日までの移行期間を経て離脱プロセスが完了した。英国は、このプロセスの完了までに、EU法に基づく法体系を新たな国内法として整備する必要があり、2020年11月11日に2020年農業法²、同月23日に2020年漁業法³、同年12月17日に英国国内市場法⁴を制定した。そして、移行期間の終了日である同年12月31日に、EU離脱後の英国とEU及びその加盟国（以下「加盟国」）との関係について定める2020年EU将来関係法⁵が制定された。

2020年EU将来関係法は、本則全4部40か条及び6附則から成る。本則は、一部の条項を除き、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドに適用され、2020年12月31日に施行された。

2 2020年EU将来関係法の概要

(1) 治安（第1部）

(i) 犯罪記録（第1条～第6条）

英国・加盟国間の犯罪記録データの交換について定める。加盟国の国民が英国で有罪判決を受け、犯罪記録データベースに記録された場合、英国は、記録された日から28日以内に関連する加盟国に通知しなければならない（第1条）。加盟国での英国国民の有罪判決につき、加盟国から通知があった場合、英国は、その記録を保持しなければならない（第2条）。第2条に基づいて通知されたデータは、一定の条件を満たせば、第三国に転送できる（第3条）。英国は、加盟国の犯罪記録データベースに記録されている者の海外での有罪判決情報（any overseas convictions of an individual）を、法執行を目的として加盟国に要請することができる。また、英国が、加盟国の国民から、その者の海外での有罪判決情報を求められた場合、その加盟国に当該情報を要請しなければならない。これらの情報は、一定の条件でのみ使用することができる

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020 c.1. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/contents>>; 芦田淳「【イギリス】EU離脱協定法の制定—EU法適用に関する措置等—」『外国の立法』No.283-2, 2020.5 pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488109_po_02830207.pdf?contentNo=1>

² Agriculture Act 2020 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/21/contents>>; 芦田淳「【イギリス】2020年農業法の制定」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633267_po_02860207.pdf?contentNo=1>

³ Fisheries Act 2020 c.22. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/22/contents>>; 田村祐子「【イギリス】2020年漁業法の制定」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.28-29.

⁴ United Kingdom Internal Market Act 2020 c.27. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/27/contents>>

⁵ European Union (Future Relationship) Act 2020 c.29. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/29/contents>>

が、治安に対する緊急かつ深刻な脅威を防止する目的での使用は禁じられない（第4条）。英国は、加盟国から有罪判決（an individual's convictions）に関する情報提供の要請があった場合、一定の条件が満たされていれば、その要請の受理日から20営業日以内に可能な限り速やかに提供しなければならない。ただし、消滅した有罪判決⁶に関する情報の提供は、児童に関わる者の適性を判断する目的で行われた場合等を除き、求められない（第5条）。

(ii) 乗客・車両登録データ（第7条、第8条）

乗客予約記録（Passenger Name Record: PNR）データに関しては、第2附則において、①2018年乗客予約記録データ及び一般改正規則⁷の改正、②暫定期間に関する規定の設置、③船舶及び鉄道での移動に適用するためのPNR規則の修正権限の付与を行い（第7条）、PNRデータに関する立法を国際的な海運及び海峡トンネル鉄道のサービスの事業者に拡大することを可能にする⁸。車両登録データに関しては、国務大臣は、通商協力協定⁹及びその附属書¹⁰に従って当該データを開示できる（第8条）。

(iii) 証拠（第9条、第10条）

刑事事件及び資産の凍結・没収における刑事共助¹¹を支える規定を第3附則として導入する（第9条）。

(iv) 引渡し（第11条～第13条）

2003年身柄引渡¹²法（第1部領土の指定）に関する2003年命令¹³を改正し、加盟国27か国を指定する（第11条）。

(2) 通商及びその他の事項（第2部）

(i) 非食品製品の安全性に関する情報（第14条～第18条）

英国の関連機関と欧州委員会等の非食品製品の安全性に関する情報の共有方法について定める。欧州委員会等から英国内の関連機関に提供された情報の共有方法を確立するために、通商協力協定の附属書に含まれる貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）¹⁴の第9条「国際制度及び地域制度」（同条の附属文書を含む。）又は非食品製品の安全性に関する附属書の規定を有効にする目的で提供される情報を対象とし、①健康及び安全、②消費者保護並びに③環境保護を確保する目的で情報を開示できる（第14条）。また、関連機関が保有する非食品製品の安全性に関する情報を、欧州委員会等と共有する方法を確立するために、第14条と同じ規定を有

⁶ spent conviction. 刑の消滅、刑の言渡しの失効などとも訳される。刑の執行猶予期間の満了など、一定期間が経過したことにより刑の言渡しに効力を失い、存在しなかったものとみなされる場合の通称。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.800。

⁷ Passenger Name Record Data and Miscellaneous Amendments Regulations 2018 (S.I. 2018/598) <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/598>>

⁸ “European Union (Future Relationship) Act 2020: Explanatory Notes,” p.6. legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/29/notes/division/1/index.htm>>

⁹ Trade and Cooperation Agreement, Treaty Series No.8 (2021), Article 537. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/982648/TS_8.2021_UK_EU_EAEC_Trade_and_Cooperation_Agreement.pdf>

¹⁰ *ibid.*, Chapter 3 of Annex 39.

¹¹ 刑事共助は、刑事犯罪の捜査や訴追に支援を得るための国家間の協力方法。op.cit.(11), p.8.

¹² 引渡しは、犯罪の容疑者や有罪判決を受けた者が、裁判や刑罰を受けるためにある国から別の国に引き渡される法的手続。ibid.

¹³ The Extradition Act 2003 (Designation of Part 1 Territories) Order 2003 (S.I. 2003/3333) <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2003/3333/contents>>

¹⁴ “Agreement on Technical Barriers to Trade,” World Trade Organization website <https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/17-tbt_e.htm>; 「貿易の技術的障害に関する協定」2016.8.29, 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000410.html#section8>

効にする目的で情報を提供できる（第 15 条）。

(ii) 税関及び税金（第 20 条～第 22 条）

1979 年関税・物品税管理法¹⁵（以下「1979 年法」）に第 8A 条及び第 8B 条を挿入する等の修正を行い、歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs: HMRC）が、その関税機能に関する情報を、その機能に関連する目的であれば、誰にでも開示することができ、輸入関税に関する制度の運営、不正行為の防止又は発見及び納税義務回避の防止、削減又は排除を目的として、並びに英国の国際的な義務履行を目的として、他のいかなる税関サービスとも協力することができることを定める（第 20 条）。また、1979 年法に第 166A 条～第 166C 条を挿入する。第 166A 条は、歳入関税庁のコミッショナーが、公衆衛生若しくは治安、国家安全保障又は環境にリスクをもたらす（可能性を含む。）物品の移動¹⁶を規則により監視又は制御すること及び英国の国際的な義務履行を目的として規定を設けることができることを定める。第 166B 条は、第 166A 条に基づく規則に、認定事業者（Authorised Economic Operator: AEO）¹⁷に課される要件を免除又は簡素化する規定等を設けることができることを定める。第 166C 条は、追加的規定として、第 166A 条に基づく規則で規定できる事項又はできない事項を列挙する（第 21 条）。通商協力協定に含まれる、付加価値税の領域における行政協力及び不正行為の撲滅並びに租税及び関税に関する債権回収のための共助に関する議定書等¹⁸が有効であること等も定める（第 22 条）。

(iii) 輸送（第 23 条～第 25 条）

英国の事業者が EU 域内で事業を行う際に取得し、かつ携帯しなければならない英国免許¹⁹の共同体様式を、通商協力協定が認める様式に改める（第 23 条）。国際道路運送市場への参入のための共通規則に関する 2009 年欧州議会・理事会規則²⁰を改正し（第 24 条）、英国の運送業者が、加盟国への最初の移動後に、2 つの加盟国間で物品の輸送を行うことを可能とする²¹。また、通商協力協定の関連する条項²²に従い、国務大臣は GB 電子的記録²³のデータを、北アイルランドのインフラストラクチャー省は NI 電子的記録²⁴のデータを開示できるようにする（第 25 条）。この条は、加盟国の免許関連当局が以前から行ってきたタコグラフ用運転者カードのデータ共有を継続し、運転者カード申請時の確認、路上取締り等を行うことができるようにするためのものである²⁵。

(iv) 社会保障（第 26 条）

社会保障の調整に関する議定書及び通商協力協定の関連規定が、国内法の一部を構成し、有効であることを規定する。これにより、英国・加盟国間を移動する者が、公的年金への拠出を保持し、医療を含む社会保障給付を受給できるようにする。また、英国及び加盟国は、公的年金

¹⁵ Customs and Excise Management Act 1979 c.2. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1979/2/contents>>

¹⁶ 物品の移動とは、英国の出入国又は英国内での移動をいい、物品の積み込み・積み下ろしを含む。

¹⁷ 世界税関機構（World Customs Organization）による定義は、安全基準を遵守し国際的な物流に従事する貿易関係事業者。石田貞夫・中村那詮編『貿易用語辞典 改訂第 3 版』白桃書房, 2019, p.29.

¹⁸ 貿易業者の付加価値税法の遵守を確保する目的で、協力して情報を共有すること等を約束する。op.cit.(11), p.11.

¹⁹ UK licence for the Community model. *ibid.*

²⁰ Regulation (EC) No.1072/2009 of the European Parliament and of the Council <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2009/1072/article/1>>; The Licensing of Operators and International Road Haulage (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 <<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/708/contents/made>> により改正。

²¹ op.cit.(11), p.29.

²² op.cit.(12), Article 13(2) or Article 13(4), Section 2 of Appendix Road.C.1.1.

²³ *ibid.*, Article 13(1), Section 2, Appendix Road.C.1.1 に従って英国の国務大臣が維持する電子的記録。

²⁴ *ibid.*, Article 13(1) of Section 2 of Appendix Road.C.1.1 に従って北アイルランドのインフラストラクチャー省が維持する電子的記録。

²⁵ op.cit.(11), p.29.

金及び様々な給付（失業給付、障害給付等）の受給資格を判断するために、互いの社会保障制度に拠出した社会保険料又は就労期間若しくは居住期間を考慮することができるようにする。医療に関しては、英国又は加盟国で公的医療を受けられる者は、互恵的に公的医療を受ける権利を有する。加えて、議定書には、国外に移動中の者のために、欧州健康保険カード²⁶の制度と同様の医療規定が含まれる。また、自国の財源で、英国又は加盟国で計画的な医療を受けることの承認を求めることもできる²⁷。

(v) 特権及び免除（第 27 条）

1968 年国際組織法²⁸を改正し、EU、欧州原子力共同体（Euratom）、又はそれらの関連組織及び団体に特権及び免除を付与することを可能にする。これにより、英国は、これらの組織に関して負うことになる国際的な義務を履行できる²⁹。

(vi) エネルギー（第 28 条）

2019 年原子力安全保障（核分裂性物質及び関連する国際協定）（EU 離脱）規則の規則 3³⁰及び 2019 年原子力安全保障（EU 離脱）規則の規則 49³¹を改正し、それぞれ「関連国際協定」及び「特定国際協定」の定義に、英国・Euratom 間の原子力協力協定³²を追加する。

(3) 一般的な履行（第 3 部）

(i) 協定の一般的な履行（第 29 条、第 30 条）

一定の条件が満たされていれば、協定の履行に必要な修正を既存の国内法に加え、当日以降に有効とすることができることを定める（第 29 条）。

(ii) 権限（第 31 条～第 33 条）

英国の関連機関は、通商協力協定、原子力協力協定、機密情報保護協定³³又は関連協定を履行する等の目的で、規則により、当該機関が適切と考える規定を設けることができる（第 31 条）。

(iii) 議会審査（第 36 条）

2010 年憲法改革及び統治法第 20 条³⁴は、通商協力協定、原子力協力協定、機密情報保護協定に関しては適用されないことを規定する。

(4) 補足及び雑則（第 4 部）

第 37 条から第 39 条は、用語の解釈、2020 年 EU 将来関係法に関する規則・規定に関して定め、第 40 条は、適用範囲、施行期日、略称に関して定める。

²⁶ European Health Insurance Card: EHIC. EU 加盟国等のいずれかの国での一時的な滞在中に、滞在国の被保険者と同じ条件及び費用で医療を受けられる無料のカード。"Employment, Social Affairs & Inclusion," European Commission website <<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=559>>

²⁷ *op.cit.*(11), p.12.

²⁸ International Organisations Act 1968 c.48. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/48/contents>>

²⁹ *op.cit.*(11), p.13.

³⁰ The Nuclear Safeguards (Fissionable Material and Relevant International Agreements) (EU Exit) Regulations 2019 No.195, p.2. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/195/contents>>

³¹ The Nuclear Safeguards (EU Exit) Regulations 2019 No.196, pp.25-26 <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/196/data.pdf>>

³² "Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the European Atomic Energy Community for Cooperation on the Safe and Peaceful Uses of Nuclear Energy," Official Journal of the European Union, vol.64, L150, 2021.4.30, pp.1-17. EUR-Lex website <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22021A0430\(04\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22021A0430(04)&from=EN)>

³³ "Agreement between the European Union and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland concerning security procedures for exchanging and protecting classified information," Official Journal of the European Union, vol.64, L149, 2021.4.30, pp.2540-2548. EUR-Lex website <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22021A0430\(02\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22021A0430(02)&from=EN)>

³⁴ 条約を批准する前に満たさなければならない条件を定める。 *op.cit.*(11), p.35.